

！かべ



さあ！1年生だ

4月は入学のシーズンです。
ランドセル背負い、胸に名前
をつけ、手をつないで通学する
姿はいつの時代でもほほえまし
いものです。

子供さんが大きく育つのは学
校における教育はもちろんです
が、その大半は家庭でのしつけ
や教育にあります。

子供が安心して勉強できる環
境をつくってあげましょう。

4.5 月合併号

● 明るく住みよい村づくりに 対話行政を推進

昭和48年第1回定例議 会で村長施政方針表明



村長 川村 秀次

〈村長施政方針演説の内容〉

昭和48年における第1回鹿部村議会定例会の開会にあたり、私の市政執行に対する所信を申し上げたいと思います。

私は去る2月20日村長に就任し前任者との間における事務引継は3月8日に終わった次第で、日なお浅いのであります。

私は謙虚な気持で前村長の多年にわたっての業績を高く評価するとともにそれをうけつぎ私の信条とするところの対話行政を基調とし議員皆さん、村民各位の強力なるご協力、ごべん撻をいただきながら引継ぎされた未了問題、村全般の懸案事項をはじめとし、各地

域がかかえている諸々の問題の早期解決を図り住民本位の行政を着々と実現し、いわゆる住みよく明るい鹿部村の建設のため最大限の努力を傾倒して参る決意を一層強めておるわけでございます。

さて昨今は申すまでもなく地域市町村の行財政を推進するには激動する地域社会の変ぼうを予見しながら将来の展望にたった、いわゆる基本構想の上に立った総合的で計画的な行政の運営を図ることが必要であります。

中でも行政の能率化、財源の効率的な運用をすることが市政を推進する上において欠くことができないものであります。

先程申し上げたように住民本意の行政と言うことになり、村民が求める施策を重点的に推進しなければならないのであり、何時の時にあっても市政に対する村民の期待に誠に大きいものがあり、その要請に応えることが村長としての大なる責務と考えておるわけでございます。

私は限られた財源の中で村民の期待に応えるには近時の経済社会の動向に即して公約の実現に努め

「村をよくする」という極めて、素朴な感覚でいわゆる人づくりの精神に徹し、産業の振興あらゆる基盤の整備、そして社会福祉の充実に重点をおきまして、極力国道費の導入によって財源の確保に努め、村民が真に求める施策を積極的に推進して参りたいと存じます。

ここに48年度の施策の推進に当り特に重視致しました施策の内容について申述べたいと思うのであります。

先づ一番に産業振興の面での施策であります。なんとしても当村の場合基幹産業として水産業の振興であります。

最も依存度の高い昆布をはじめとする海藻類の養殖事業は着々成果をあげておりますが特に真昆布の育成事業については漁業協同組合と相協力して大いに力を入れて参りたいと考えているのでござい

ます。

また投石、岩礁爆破の漁場改良造成事業も促進して参ります。

いづれにしても水産業は今後生産性の高い漁業への脱皮、育成を

め図ることが極めて緊要であります。

このため漁港など生産基盤の整備充実浅海漁業の振興を促進するとともにすぐれた漁業後継者の養成確保に努めて参る所存でございます。又栽培漁業の振興も今後の水産業の発展を図るためには重要でありますので幸いにして当村には道立の栽培漁業総合センターが設置されておりますのでこの機関と有機的な連携をとながら進めて参りたいと思います。

林業行政につきましては最近不動産業者の進出により土地の買占めが増え、保有面積が年々少なくなっているのが現況でございます。

このため造林の拡大もならず、このままでは治山治水、緑の環境保全上誠に憂らべきものがあります。今後は残された山林について森林組合と共に森林の育成強化に努め、村有林については森林開発公団の分収契約造林を進めながら一方里山再開発事業による造林を進め、村有基本財産の増大に努めて参ります。

畜産業の振興については漁村とは言いながらも陸上産業の振興上又、世界的に見た肉資源の不見な

観点から肉牛振興を助長させるためにはより一層畜産農協の経営安定のご努力をお願いすることは勿論であります。村としてもこの面について積極的に指導する考え方に立っております。

又養豚振興についても環境衛生上の観点から養豚団地の造成に畜産農協とともに充分、検討し、種畜改良、増殖に援助指導しなければならぬと考えております。

商工業の振興については、地元商工会を中心としたところの商工業者の経営診断と改善に協力し消費者の福利増進に努めて参る所存でございます。

これがため商工会の運営費の一端として援助しながら中小業者の金融面での合理化を図るため前年同様の貸付金も考えた次第でございます。

これらの産業振興を図るためには地域住民の理解と協力がなくしては望み得ないものでありますので、皆さん共に協議を重ね最善の方策で推進して参ります。

次に関連するところの基盤整備でございますが、道路整備については、当村は比較的舗装整備され

ておりますが未改良地区、及び路盤の補修については道の振興制度を活用し、制度の恩恵に浴さないものについては、年次的に補修して参りたいと考えております。河川改修及び橋梁については関係地区住民の要請にこたえ、河川の改修と橋梁の架替を行い水の汜らんに対処していきます。

災害復旧工事については、道費による護岸工事が実施される見通しであります。

公営住宅の建設については例年同様建設致します。

次に教育振興の施策であります教育長より別途方針が述べられるところですが、教育は人づくりの根幹であることは申しあげまでもありません。

村の発展が何よりも肝要であると思います。

私はすべての村民がたくましい精神力を練成し、深い郷土愛に燃え何時の時代にも適応し得る能力を備え得るためにも教育の充実は大事です。

このため施設の整備は勿論のこと学校教育の充実、社会教育の振興を図るとともに特に幼児教育振興という観点から幼稚園建設をとりあげました。

又青少年の健全育成を考えスポーツの振興を通じて青少年が一層のきびしさを持つため、既に建設されております青少年活動の拠点

となる青少年会館の活用を充分図るとともに指導者の確保に努めたいと考えておるわけでございます。次に社会福祉については、施設面では現在各所に児童館、母と子の家、生活改善センター等一応設置されていることは喜ばしい事でございます。

本年はこれらの施設の運営に当たり、運営委員会を構成し、効率的な運営を図って参りたいと思えます。更には児童福祉対策では乳幼児の健康の保持と福祉の増進を図るため三歳児未満の乳幼児の医療費の無料化を実施致します。

老人福祉対策でございますが、多年にわたってこの鹿部村の発展に貢献下されました偉大なる先駆者の方に対し、老後を明るく楽しく過ごして載くための施策はゆるがせにできないものでございますそこで老人の健康診査の実施、老人クラブ育成のための活動運営費の助成は当然行いますが、只老人医療費の年令引き下げ、いわゆる65歳以上を対象としての医療費の無料化については、充分日数をかけいろいろと検討したのですが、なんとしても財源の関係上見送らなければならない事について私としても誠に残念であるとともに老人の方々の期待に反したことについて率直に申し訳けなく思っております。

労働対策については当村の場合

出稼者は例年、比較的少ないのですが昨年の漁業不振のため本年は少し多くなっていると思えます。

出稼者を解消するための方策として地場産業育成振興を検討しているところですが、早期の解決は至難でありますので、せめて現段階では、雇用対策の強化、安全な施策を進めていきたいと考えております。

消防行政については、現行は非常備消防体制ですが、当村の場合他町村に比較するに団員の資質は勿論のこと装備においても優れていることを聞き喜んでおるわけでございます。消防行政についてはかねて来、広域消防行政ということが言われておりますが、まだその機が熟しておりませんが、これとの関連の中で予防消防を重点に消防団ともども防止思想の普及に努め防火水槽の設置、器材器具の整備を図り体制を一層強めていきたいと考えております。

交通安全については最近の交通事故の激増により生活をおびやかす事態もみられるので常に人命尊重の見地から村の交通安全協会と充二分に協力して交通安全教育の徹底を図り、村民の意識の高揚に一般と意を用い交通安全の推進を図ります。

観光については、当村の場合比較的観光資源に恵れておりますがこれが開発に当っては村の財政、

並びに住民の投資にはおのづから限度があるので、国、道の資金援助、行政的配慮も当然うけなければなりません、やはり大手企業いわゆる民間資本の導入によって促進する考え方を持っております。この場合あくまでも当村のもつ自然の環境をそこなわないで、そして村全般がうらおう産業としての観光にしていきたいと考えております。

次に公営企業の面ですが、現在村で経営している事業はミンク共同飼育事業と水道事業とがあります。先づミンク事業について述べますが、この事業は昭和33年度において村と生産組合がミンクを共同飼育経営するため、ミンク飼育事業特別会計を設け発足、今日に至ったのであります。現在、おかげを持って47年度決算においては現金出納簿上における収支では約700万円の黒字となる見込でこれ見通しがつき、48年度からは一応堅実な運営ができると思っております。私は今後ともミンク飼育事業は継続経営する考えであります。只村と生産組合との共同飼育でありますので、今後これを一本化するか、仮に一本化した場合は村が経営するか、生産組合が経営するか、これらの事は生産組合ともよく協議、検討しなければならぬでしょうし、又大方のご意見

をもよく聴いた上での事にいたしたいと思えます。

次に水道事業であります、47年度の水道事業は赤字経営でありこのままの状態では48年度以降も赤字が予想されます。

現在水道の財政調整積立金として1,500万円の積立があり、47年度、48年度の赤字はこの積立金をもって補てんする考えでありますしかし、いつまでも積立金を充当しての経営は許されないと思いますが、さりとて今後急激に給水人口が増加したり、給水料が急にふえるものではありません。従いまして不本意ながら49年度の時点において給水量の値上げをしなければならぬのではないかとのお考えにもなるわけであります。それに致しても値上げを極力押える方法を検討し、どうしてもやむを得ない段階に至った場合は住民の負担を充分考慮に入れ、又町村の状況を把握して利用の皆さんが納得のゆく様に対処して行きたいと思っております。

以上昭和48年度の村政執行に関する所信を申し述べたのであります。これをもとに編成しました昭和48年度予算は、一般会計563,639千円、国民健康保険事業勘定特別会計104,916千円、ミンク飼育事業特別会計41,372千円、水道事業会計16,152千円、と総額726,079千円と相成ります。

5億6千3百64万円 のなかみ

昭和48年度一般会計予算

昭和48年度鹿部村一般会計予算は才入才出それぞれ5億6千3百63万9千円と決めました。

才入

▷村税	41,433千円	▷国有提供施設等所在市町村交付金	270千円
(村民税)		(国有提供施設等所在市町村交付金)	270千円
個人分	16,398千円	▷地方交付税	213,995千円
法人分	997千円	(地方交付税)	213,995千円
(固定資産税)		▷交通安全対策特別交付金	154千円
固定資産税	10,973千円	▷分担金及び負担金	
国有資産等所在市町村交付金及び納付金	2,136千円	(分担金)	2千円
(軽自動車税)		▷使用料及び手数料	
軽自動車税	823千円	(使用料)	6,278千円
(村たばこ消費税)		○衛生使用料	100千円
村たばこ消費税	7,873千円	民生使用料	20千円
(電気ガス税)		土木使用料	6,128千円
電気ガス税	2,030千円	(住宅使用料	5,908千円
(木材引取税)		土木機械使用料	220千円)
木材引取税	2千円	教育使用料	30千円
(入湯税)		(公民館使用料	30千円)
入湯税	201千円	(手数料)	1,966千円
▷地方譲与税	2,500千円	総務手数料	581千円
(自動車重量譲与税)	2,500千円	(戸籍手数料	102千円、村税
▷自動車取得税交付金	3,500千円	督促手数料25千円、住民登録	
(自動車取得税交付金)	3,500千円		

手数料84千円、事務手数料370千円)

衛生手数料 955千円

(保健手数料 415千円

清掃手数料 540千円)

農林水産手数料 430千円

▷国庫支出金

◎国庫負担金

(教育費国庫負担金) 11,280千円

教育費国庫負担金 657千円

○幼稚園費国庫負担金10,623千円

(民生費国庫負担金) 12,730千円

被用者児童手当国庫負担金 258千円

非被用者児童手当国庫負担金 8,072千円

老人医療費国庫負担金4,400千円

◎国庫補助金

(土木費国庫補助金) 16,070千円

住宅費補助金 11,070千円

道路費補助金 5,000千円

(消防費国庫補助金) 400千円

消防施設整備国庫補助金 400千円

(教育費国庫補助金)1,443千円

教育総務費国庫補助金 993千円

幼稚園費補助金 450千円

(民生費委託金) 1,417千円

社会福祉費委託金 1,152千円

児童福祉費委託金 235千円

老人福祉費委託金 30千円

▷道支出金

◎補助金

(総務費補助金) 328千円

道有林野市町村所在交付金

325千円他

(民生費補助金) 1,400千円

社会福祉費補助金 1,080千円

児童福祉費補助金 320千円

(衛生費補助金) 257千円

結核予防費補助金 150千円

母子栄養強化費補助 100千円

金他

(農林水産業費補助金) 37,388千円

農業費補助金 872千円

林業費補助金 8,953千円

水産業費補助金 27,563千円

(土木費補助金) 7,112千円

道路橋梁費補助金 7,112千円

(教育費補助金) 10千円

(労働費補助金) 200千円

◎委託金

(総務費委託金) 940千円

徴収費委託金 600千円

統計調査費委託金 320千円他

(民生費委託金) 115千円

民生費委託金 75千円他

(衛生費委託金) 19千円

保健衛生費委託金 19千円

(農林水産業費委託金)144千円

(土木費委託金) 125千円

住宅費委託金 125千円

◎道負担金

(民生費委託金) 3,132千円

非被用者児童手当道負担金 2,018千円、老人医療道負担金 1,100千円他

▷財産収入

◎財産運用収入

(財産貸付収入) 2,388千円

土地建物貸付収入 2,368千円他

(利子及び配当金) 600千円

(不動産売払収入) 938千円

土地売払収入 838千円他

(物品売払収入) 10,544千円



こうほうしかべ

▷寄付金

○寄附金

(一般寄附金) 1千円
(教育費寄附金) 1千円

▷繰入金

◎財政調整基金繰入金 1千円

▷繰越金 1千円

▷諸収入

◎延滞金加算金及び過料 12千円

(延滞金) 10千円他

◎村預金利子 700千円

◎貸付金元利収入

(農林水産業貸付収入)

95,702千円

(商工費貸付金収入)2,022千円

(奨学費貸付金収入) 64千円

(公営企業貸付金収入) 1,359千円

◎雑収入

(雑入) 11,792千円

◎受託事業収入

(交通災害共済受託事業収入)

1,606千円

交通傷害保険金収入1,090千円

交通災害共済受託事業収入

480千円他

▷村債

◎村債

(農林水産債) 8,300千円

水産施設整備債 5,100千円

林道債 3,200千円

(土木債) 22,800千円

道路橋りょう債 12,900千円

公営住宅債 9,900千円

(消防債) 1,000千円

(災害復旧債) 6,200千円

(教育債) 33,000千円

○選挙費 1,507千円

○統計調査費 533千円

○監査委員費 539千円

▷民生費 38,931千円

○社会福祉総務費 5,553千円

(職員給料、手当、遺族会助

成金、民生委員協議会助成金

渡島養護老人ホーム好日園委

託料)

○国民年金費 1,992千円

(国民年金関係旅費、需用費

国民年金取扱手数料、函館地

区国民年金協議会負担金など)

○老人福祉費 13,611千円

(老人家庭奉仕員、老人介護

人報酬、敬老会記念品代、老

人クラブ研修会講師謝礼、老

人健康診査委託料、老人クラ

ブ連合会補助、老人クラブ運

営補助金、老人医療給付費、

敬老年金扶助費など)

○生活館費 256千円

(生活館運営委員報酬、調理

備品など)

○特別母子の家費 407千円

(特別母子の家管理人報酬

運営委員報酬、児童遊具購入

費など)

○児童福祉総務費 1,912千円

(児童厚生員報酬、児童館運

営委員報酬、職員給与、手当

保育所補助金、児童館連絡協

議会負担金、児童福祉研修会

負担金など)

○児童館費 730千円

(宮浜児童館管理人報酬、シ

シベ児童館管理人報酬、遊具

備品など)

○児童措置費 14,420千円

(児童手当、乳幼児区療費扶

助費3歳児未満など)

○災害救助費 5050千円

(火災見舞金など)

▷衛生費 12,197千円

○保健衛生総務費 952千円

(妊婦乳幼児健康相談員報酬

母子相談員報酬、健康優良児

表彰記念品代、妊婦血液型検

査手数料、母子栄養強化牛乳

支給手数料、胃腸病検査委託

料、森保健所運営協議会等各

種団体負担金など)

○予防費 2,273千円

(嘱託医、看護婦報酬、結核

対策、中歯予防フッソ塗布対

策、寄生虫対策、百日咳、ジ

フテリア破傷風予防関係対策

需用費、南茅部町鹿部村組合

立伝染病隔離病舎負担金、結

核予防会負担金など)

○環境衛生費 7,046千円

(塵芥処理手数料等徴収員嘱

託賃金、野犬掃とう使役人夫

賃金、ごみ捨場整理消毒人夫

賃金、じん芥処理運搬車借上

料、じん芥処理組合負担金、

衛生組合補助金など)

○火葬場費 252千円

(火葬場管理人報酬、火葬使

役賃金など)

○墓地費 315千円

(花壇設置工事請負費、地蔵

小屋建築工事請負費など)

○上水道費 1,359千円

(水道事業長期貸付金借入金

元利償還金)

▷労働費

○労働諸費 405千円

(相談指導員報酬、健康診断

委託料、道南地区季節労働者

互助会負担金、道公共職安協

会負担金、労働事務研修会な

ど)

▷農林水産業費 201,432千円

○農業委員会費 467千円

才 出

▷議会費 10,833千円

○議員報酬 4,536千円他

(議長月30千円×12ヶ月＝

360千円 副議長月26千円

×12ヶ月＝ 312千円 議員

月23千円×12ヶ月＝ 276千

円×14人分＝ 3,864千円)

▷総務費 86,390千円

○一般管理費45,761千円(職員給

与及び職員手当等)

○文書広報費 819千円

○会計管理費 133千円

○財産管理費 21,113千円

(里山再開地区代採事業5

ha、地持5ha、公団造林23ha

保育下刈公団造林地60ha、他)

○恩給及び退職年金費 175千円

○地方振興費 4,426千円

(区長手当、渡島広域市町村

圏協議会負担金など)

○財政調整基金費 600千円

○交通安全対策費 1,652千円

○交通傷害保険費 516千円

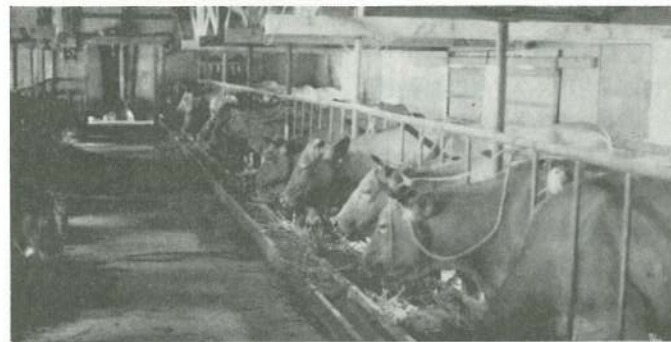
○交通傷害見舞金 1,090千円

○職員厚生費 225千円

○税務総務費 5,154千円

○賦課徴収費 1,157千円

○戸籍住民基本台帳費 1,190千円





(農業委員報酬など)

- 農業総務費 10,910千円
(職員給料、職員手当、道農業会議員負担金、渡島地方連農業会議負担金、農政事務研究会負担金など)
- 農業振興費 428千円
(農振地域整備対策旅費、農業改良普及所負担金、耕地協会負担金、渡島地方営農改善推進協議会負担金など)
- 畜産業費 108,295千円
(人夫賃金、ひぐま捕獲報償費、獣医畜産指導謝礼、種牡牛委託料、農作業機購入、肉牛協会等各種団体負担金、畜



- 産農協貸付金、畜産振興転貸資金元利償還金など)
- 生活改善センター費 388千円
(生活改善センター管理人報酬、運営委員報酬、調理室用備品など)
- 林業総務費 4,553千円
(職員給与、職員手当、林業事務研修会負担金など)

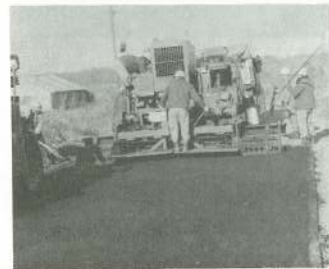


- 水産業総務費 5,369千円
(職員給与、手当、渡島東部水産改良協議会負担金、他各種団体負担金及び助成金)
- 水産業振興費 53,605千円
(船揚場新設工事請負費(3ヶ所)、波除堤新設工事請負費(2ヶ所)、うなぎ代、こい稚魚代、温泉水揚ポンプ備品購入、投石事業自然石 2,000㎡種苗供給施設事業、蓄養種い番施設事業50台、あわび、うに、ほっき、ほたて移殖事業、ひとで駆除、雑草駆除、さけ稚魚放流、養殖昆布 100

- 林業振興費 15,570千円
(小規模治山事業監督貸金、常呂林道事業監督貸金、治山林道事業調査使役賃金、設計委託料、小規模治山事業工事請負費、常呂林道橋架替工事生産林道工事請負費、林道工事費償還金、森林愛護組合補助金など)

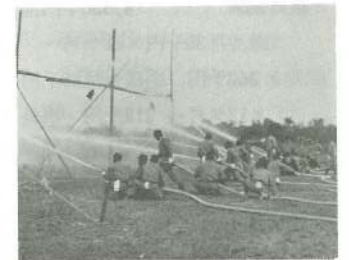
- 台、水難救難所運営費、漁業近代化資金利子補給金、漁家経済振興資金利子補給金、漁業者先進地研修視察負担金など)
- 漁港管理費 727千円
(鹿部漁港管理委員会、道漁港協会負担金など)
- 漁港建設費 490千円
(本別漁港整備促進期成会負担金、第5次漁港整備計画陳情負担金など)
- ▷商工費 5,730千円
- 商工業振興費 3,148千円
(鹿部商工会花火大会助成成

- 金、中小企業融資貸付金など)
- 観光費 2,582千円
(要覧印刷、道有林払下代、南北海道観光連盟負担金、恵山内浦ライン観光開発協議会負担金、道観光連盟負担金など)
- ▷土木費 63,464千円
- 土木総務費 5,398千円
(職員給与、手当、道路整備促進協会負担金、土木事務会議負担金など)
- 道路維持費 2,385千円
(人夫賃金、村道改良舗装測溝補修工事請負費など)
- 道路除雪費 2,937千円
(除雪車運転手賃金、自動車保険料、ブルショベル購入費など)



- 道路新設改良費 24,839千円
(村道出来瀬道路新設改良工事請負、林道小中学校通学道路改良工事請負費など)
- 橋りょう新設改良費
(奔別川橋架替事業工事請負費など)
- 住宅管理費 883千円

- (住宅修善料、公営住宅事務建築事務関係負担金、道宮福祉住宅入居者使用負担金など)
- 住宅建設費 24,841千円
(公営住宅建設設計監理委託料、公営住宅建設工事請負費(第1種3棟、12戸)、公営住宅建設用地購入金借入金元利償還金など)
- 河川総務費 83千円
(道治水砂防海岸事業促進月盟会負担金、河川治水関係負担金など)
- ▷消防費 8,518千円
- 非常備消防費 6,508千円
(出勤手当等、職員給与、手当、退職消防団員報償費、消防備品、北海道市町村消防災害補償等組合負担金、消防互助会負担金、消防協会負担金、消防大会負担金、渡島地方支部負担金など)



- 消防施設費 1,790千円
(防火水槽新設工事40㎡級、第4分団ホース乾燥槽新設工事請負費など)
- 水防費 220千円

(水防用備品購入費、水防資材など)

▷教育費 98,591千円
○教育委員会費 549千円
(教育委員会負担金など)

○事務局費 6,484千円
(職員給与、手当、教育研究所負担金、校長会教頭会負担金、特殊学級負担金、学校保健会負担金、管内共同事業地教連負担金、文教施設期成会負担金、教科書授扱負担金など)

○教職員住宅建設費 700千円
(教職員住宅設計委託料、教職員住宅建設資金償還利子など)

○小学校費

○学校管理費 8,805千円
(職員給与、手当、需用費、奇生虫検査委託料、眼科検診委託料、設計委託料、屋内体育館、屋根修理工事、屋内体育館床修理工事、排水工事、教室塗装工事、グラウンド整地

工事、教員住宅補修工事、学校安全会負担金、学芸会文化祭負担金、校内研究会負担金、管内研究会負担金、官外研究会集會負担金、児童会活動費助成金など)

○教育振興費 3,011千円
(運動会、体育祭報償費、卒業式報償費、教材教具費、安保護、準安保護児童学用品費、医療費、修学旅行、通学費、学校給食費扶助費、特殊教育就労奨励費補助金など)

○中学校費

○学校管理費 6,314千円
(職員給与、手当、奇生虫検査委託料、眼科検診委託料、設計委託料、排水工事請負費、校舎教員住宅補修工事請負費、グラウンド整地工事、学校安全会負担金、中体連負担金、進路指導負担金、管内研修会負担金、管外研修会負担金、クラブ活動費、補助金など)

○教育振興費 2,750千円
(運動会、文化祭、卒業式記念品代、文具等需用費、補助教材教具備品購入費、特殊学級用備品購入費、要保護準要保護生徒学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費、特殊教育就労奨励費補助金など)

○幼稚園建設費 55,400千円
(幼稚園新築工事請負 950㎡机、椅子、放送施設教材教具購入費など)

○奨学費 432千円

○社会教育費

○社会教育総務費 3,872千円
(青年学級、家庭学級、婦人学級講師謝礼、成人式文化祭報償費、文化協会負担金、青年団体協議会負担金、親子文金、庫センター助成金、管内社教推進協負担金、連合PTA補助金、子供会後援会補助金、社教研修負担金など)

○公民館費 1,031千円
(公民館、集会所管理人報酬机、椅子等購入費、公民館連絡協議会負担金など)

○村史編集費 150千円
(編集委員長報酬、旅費など)

○保健体育関係

○保健体育総務費 1,040千円
(スポーツ用品購入費、体育協会負担金、スポーツ少年団助成金、渡島陸上スポーツ大会助成金、冬期スキー大会助



成金、道体協負担金、保健体育関係会議負担金、村民体育大会負担金、傷害保険互助会負担金など)

○青少年会館費 1,565千円
(青少年会館運営委員報酬、管理人賃金、テニスコート、新設工事、更衣ロッカー、テニス用ポール、剣道具購入費など)

○学校給食センター費
(職員給与、手当、給食センター屋根改修工事請負費、食管殺虫器、石油ストーブ購入費、給食センター連絡協議会負担金、栄養士会負担金など)

▷災害復旧費 9,556千円

○公共土木施設災害復旧関係

○河川海岸災害復旧費 9,356千円
(排水溝整備復旧工事請負費、災害船揚場補修工事請負費、本別川改修工事請負費、災害促進協会負担金、災害関係務会議負担金など)

○農林水産業施設災害復旧費

○林業施設災害復旧費 200千円
(林道災害復旧工事請負費など)

▷公債費 25,392千円

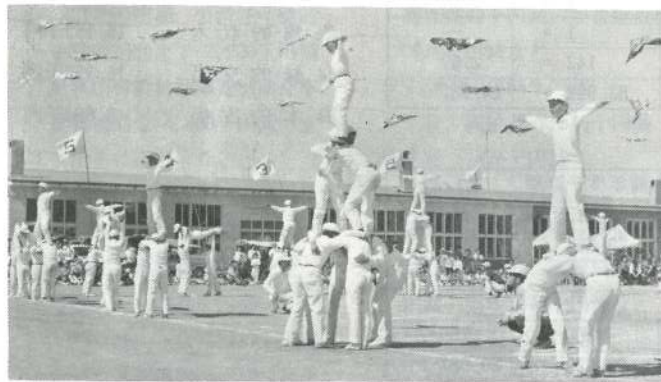
○元金 11,539千円
(長期債償還元金11,539千円)

○利子 13,853千円
(長期債償還利子、一時借入金利子)

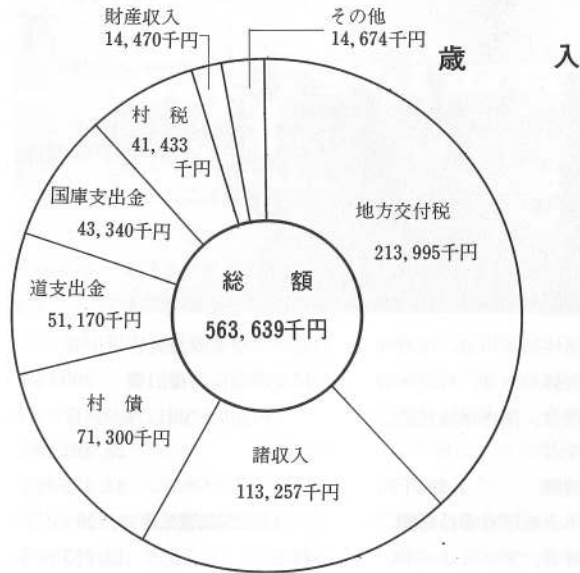
▷諸支出金 200千円

○普通財産取得費 200千円

▷予備費 2,000千円

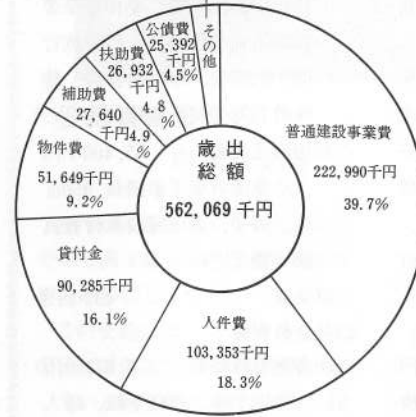


48年度一般会計



性質別才出内訳

維持補修費 5,716千円 出資金 300千円
 災害復旧費 4,212千円 予備費 2,000千円
 積立金 1,600千円 2.5%



昭和48年度ミソク特別会計予算

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	39,956千円	34,677千円	5,279千円
2 分担金及び負担金	10	10	—
3 使用料及び手数料	1,050	1,650	△ 600
4 諸収入	356	282	74
歳入合計	41,372	36,619	4,753

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 飼育費	37,872千円	33,319千円	4,553千円
2 公債費	2,000	1,800	200
3 諸支出金	1,000	1,000	—
4 予備費	500	500	—
歳出合計	41,372	36,619	4,753

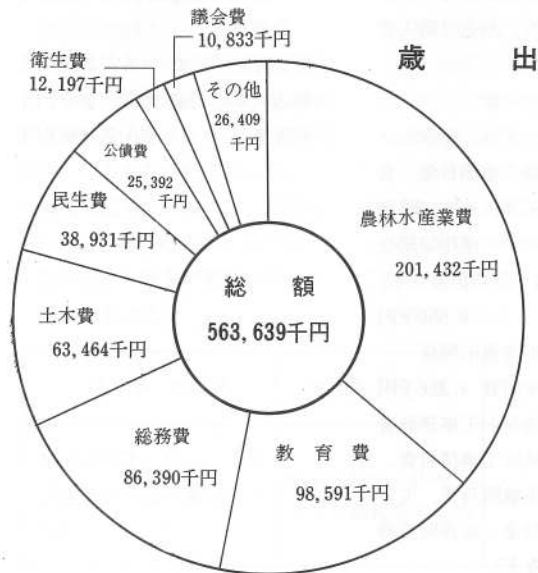
昭和48年度国民健康保険特別会計予算

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	35,474千円	28,580千円	4,894千円
2 使用料及び手数料	5	5	—
3 国庫支出金	69,360	55,198	14,162
4 財産収入	2	2	—
5 繰入金	1	1	—
6 繰越金	1	1	—
7 諸収入	73	142	△ 69
歳入合計	104,916	83,929	20,987

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費	4,673千円	4,213千円	460千円
2 保険給付費	99,491	79,364	20,127
3 公債費	250	50	200
4 諸支出金	2	2	—
5 予備費	500	300	200
歳出合計	104,916	83,929	20,987



昭和48年度

水道特別会計予算

収益的収入	16,152千円
収益的支出	16,152千円
資本的支出	3,694千円

議 案

▷昭和47年度鹿部村一般会計補正予算

47年度の一般会計補正予算は才入才出にそれぞれ16,336千円を減額し、才入才出の予算総額を才入才出それぞれ622,284千円としました。

その主な内容は
(才入)

- 村 税 5,428千円追加
- 地方譲与税 1,284千円追加
- 自動車取得税交付金 450千円追加
- 地方交付税 419千円減
- 使用料及び手数料 99千円追加
- 国庫支出金 8,943千円減
当初予定した民生費国庫負担金の被用者及び非被用者児童手当1,441千円減、鹿部川擁壁災害復旧費負担金などで221千円追加、公営住宅建設事業費補助金で2,920千円減、振興山村農林漁業特別開発事業費補助金4,800千円減(直支出金に組替)など。
- 道支出金 6,145千円追加
国庫補助金より組替された特別開発事業費補助金など
- 財産収入 1,739千円減
村有地売払代1,161千円追加、公共草地牧草代2,773千

- 円減など
- 諸収入 7,841千円減
雑入で土地取得金借入金4,000千円など減
- 村債 10,800千円減
土木費の道路橋りょう債の3,700千円減、公営住宅債2,500千円減、船揚場波除堤災害復旧事業費5,200千円減、単独災害復旧債100千円減、児童館建設事業費1,100千円追加
(才出)
- 議会費 196千円追加
議員報酬125千円など
- 総務費 264千円追加
交際費430千円追加、文書広報費60千円追加、交通安全街路灯補修費など365千円追加、選挙費138千円減、統計調査費42千円減、庁舎建設費950千円減など
- 民生費 2,568千円減
社会福祉費2,516千円減
- 衛生費 476千円減
保健衛生総務費139千円減、予防費149千円減、環境衛生費106千円減、火葬場費37千円減、墓地費45千円減など
- 農林水産業費 3,782千円追加
畑地かんがいモデル地区試

- 験事業費94千円減、畜産業費4,250千円減、生活改善センター建設費226千円減、船揚場波除堤新設工事請負費8,692千円追加など
- 土木費 5,290千円減
道路除雪費1,160千円減、住宅建設費4,000千円追加など
- 消防費 348千円追加
備品購入費348千円追加
- 教育費 325千円減
交際費30千円追加、小学校管理費40千円減、中学校費備品購入費200千円減など、社会教育費80千円減、学校給食センター費95千円追加
- 災害復旧費 16,310千円減
船揚場及び波除堤災害復旧工事請負費11,392千円減、20号台風災害復旧対策費4,838千円減など
- 公債費 4,043千円追加
長期債償還元金492千円追加、長期債償還利子1,771千円追加など
- ▷昭和47年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
昭和47年度国保会計予算に才入才出それぞれ5,980千円を追加、総額才入才出それぞれ90,362千円となりました。
(才入)
- 国庫支出金 1,846千円追加
療養給付費負担金5,727千

- 円追加、財政調整交付金3,907千円減
- 繰入金 3,800千円追加
- 諸収入 34千円追加
- 道支出金 300千円追加
(才出)
- 総務費 44千円追加
連合会負担金39千円減、賦課徴収費46千円減、納税奨励費181千円追加など
- 保険給付費 5,936千円追加
診療報酬分負担金5,843千円追加、助産諸費80千円追加
- ▷昭和47年度鹿部村ミンク飼育事業特別会計補正予算
47年度ミンク飼育事業予算に才入才出それぞれ1,426千円を減額し、総額才入才出それぞれ45,144千円となりました。
(才入)
- 財産売払収入 6,239千円追加
ミンク売払代6,239千円
- 使用料及び手数料 670千円減
冷蔵庫使用料670千円減
- 諸収入 6,995千円減
道有林野事業基金貸付金の減
(才出)
- 飼育費 2,426千円
一般管理費321千円減、飼育費1,941千円減、施設営繕費167千円減、施設費34千円減、水産冷蔵庫費37千円追加など
- 公債費 1,000千円追加

- 一時借入金利子150千円追加、ミンク毛皮販売代金利子850千円追加など
- ▷昭和48年度鹿部村一般会計予算
才入才出それぞれ、563,639千円と定め原案通り可決いたしました。
(詳細は4ページを参照)
- ▷鹿部村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
同条例中、次の委員会委員の報酬及び費用弁償を改正したものです。
- 農業委員会委員…日額1,500円を、年額委員長25,000円、年額委員20,000円にした。
- 選挙投票管理者…日額2,000円を日額2,500円にした。
- 青少年会館運営委員
日額1,500円の次に
- 生活改善センター運営委員
日額1,500円
- 児童館運営委員
日額1,500円
- 母と子の家運営委員
日額1,500円
- 生活館運営委員
日額1,500円を新らしく
加え、4月1日より施行することになりました。
- ▷鹿部村職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中、村長の事務部局の職員50人を60人としました。

▷鹿部村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中村職員の特殊な勤務をするものについて支給する特殊勤務手当の一部を改正しました。

▷鹿部村乳幼児医療費給付に関する条例の制定について

同条例は本村に居住する満3才未満の乳幼児に対し医療費の一部を村が給付しようとするもので、乳幼児の保持と福祉の増進を図ることを目的として、原案通り可決されました。くわしくは、本紙16ページをご覧ください。

▷鹿部村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中基金の額 100万円を200万円に改正したものです。

▷鹿部村生活館条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中、運営委員会を設置する旨の一条を加えたものです。

▷特別母と子の家条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中運営委員会を設置する旨の一条を加えました。

▷鹿部村児童館条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中運営委員会を設置する旨の一条を加えました。

▷鹿部村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

本年における廃棄物を適正に処理し、村民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために制定されたものです。

くわしくは16ページをご覧ください。

▷鹿部村税条例の一部を改正する条例の制定について

同条例中48年度に限り固定資産税の納期を第1期4月1日～4月30日までとあるのを、第1期5月1日から5月31日までと読み替えるものです。これは税法の国会での討議がなされず通過していないことによるものです。

▷鹿部村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

監査委員条例中、趣旨、定数財政援助を与えている者等に対する監査、現金出納の検査、公金の収納等の監査、公表の方法委任規定などの一部を改正したものです。

▷茅部地区し尿処理組合の設置に関する協議について

森町、砂原町、鹿部村、南茅部町が共同で処理するし尿について、一部事務組合「茅部地区し尿処理組を設置することとしたため、その組合の規約を協議

に附したものです。これは知事の許可のあった日より施工されます。

▷渡島支庁管内公平委員会を共同して設置する関係市町村の数の増加及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更について

渡島管内で共同で設置している公平委員会に、新しく恵山地区衛生処理組合を加え、同委員会の規約の一部を変更したものです。

▷土地の無償譲渡処分について

村有地を次のとおり譲渡するものです。

譲渡人 字宮浜 加藤亀吉

字宮浜239番 畑

1,140平方メートル

字宮浜240番 原野

1,074平方メートル

字宮浜241番 原野

1,527平方メートル

字宮浜243番 原野

1,719平方メートル

計 5,460平方メートル

(1,652坪)

▷土地交換について

次の土地について村有地と私有地との交換を行なったものです。

○相手方 字宮浜 修理 小浦

○相手方より村で受ける土地

字宮浜7番地 宅地621.48平方メートル (188坪)

○相手り相手方へ移す土地 村よ
字宮浜198番の内の
雑種地 661.15平方メートル (200坪)

▷鹿部村の区域内にあらたに生じた土地の確認について

当村の区域内にあらたに生じた次の土地を確認したものです。

茅部郡鹿部村字大岩8番地先から同字9番地先までの一般国道278号線沿い

公有水面埋立地 1,745.50平方メートル

▷土地の交換及び買受け契約について

道立栽培漁業総合センター用地を村が取得し、北海道に寄附するため45年5月30日議決した土地の交換及び買受け契約要項の一部を変更したものです。

▷観光開発特別委員会の設置について

村の産業振興対策と観光開発を促進するため、観光開発特別委員会の設置を求めたもので、次の議員によって構成されました。

▷北海道開発局函館開発建設部森出張所森港修築事業所の廃止反対に関する要望決議

下記議会議員より北海道開発

(観光開発特別委員委員)

根本五郎男議員

西谷 正昭議員

渡部 良次議員

高橋 浅雄議員

毛利 武蔵議員

松川 義雄議員

吉 武夫議員

佐藤 友一議員 以上8名

▷昭和48年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計予算について

才出才入それぞれ104,916千円の定め原案通り可決されました。(詳細は ページ)

▷昭和48年度鹿部村ミンク飼育事業勘定特別会計予算について

才入才出それぞれ41,372千円と定め、原案通り可決されました。(詳細 ページ)

▷昭和48年度鹿部村水道事業会計予算について

昭和48年度の水道事業会計予算は次のとおり原案通り可決されました。

収益的収入 16,152千円

収益的支出 16,152千円

資本的支出 3,694千円

決 議 案

こうほうしかべ

所へ整理統合するため廃止しようとしていることに対し、従前どおり存置し、廃止しないよう村民の総意にもとづき、本議会の決議をもって要望したもので原案通り決議されました。

(決議書提出議員)

佐藤 友一
吉 武夫
松川 義雄
高橋 浅雄

請 願

▷大岩地区傾斜面払下について

47年第3回定例議会において大岩地区住民(35名)より国道278号線沿傾斜面地の払下げ請願がなされ、総務委員会に付託

されておりましたが、本議会において総務委員長報告の結果、緑化推進自然保護等のためをもって地域住民の請願は不採択することになりました。

一般質問 主なもの

問 本別漁港、鹿部漁港の経緯について、99パーセント駄目であろうとされていたものが180度転換し、100パーセント着工の見通しがついたという経緯について説明されたい。

答 鹿部漁港については最下、第5次漁港整備計画の段階でおおむね完了するというのを聞いています。本別漁港は懸案事項でありまして、村長就任以来、この問題で上京、並びに出札あるいは、函館段階において十分議会の予算あるいは、組合の方々そして地元漁民のご協力をいた

だき、陳情に参った結果、どうやら地元漁民の要望するところの計画変更、いわゆる東防波堤の30メートル延長がなされたわけで、ここに至るまでの間、議会あるごとに申し上げております。今回、私が佐藤先生にお願いに参りました結果、99パーセント駄目だということで、この1パーセントの可能性よりないときわめてきびしい現状でありました。この1パーセントの望みに15日以来、上京あるいは出札、帰函ということで、佐藤先生はじめ、函館段階におきまして、地元漁民の要望をかなえ

てやる。いわゆる東防波堤は現在のところ30メートルを延長していただけるということになったわけであります。

私はこれで必ずしも終わったと思っておりません。今後これをステップにいたしまして、強ちに陳情申し上げなければならないことは、本別地区での報告会でも申し上げたわけであります。この本別漁港は何としても佐藤先生が産みの親であり、この漁港については、佐藤先生が一番良く知っているわけで、年次計画の3億の金でこじんまりとした漁港をつくるという考えは先生は持っていないということでもあります。

全国で6港着工のうち、5港までは佐藤先生が地元をもってきているということで本別漁港の計画変更はむずかしいということでした。

先生方のおほねおりにより、99%駄目なものが今回、99%可能になり、計画変更ができると確信して参りました。

問 本村で最下進められているあるいは最下着工を望まれる東海不動産、大和ハウスについての問題はいかにして対処するのか村長の明確な回答を得たい。

答 この観光開発の東海不動産や

大和ハウスにつきましても、私は責極的に出向いて、いち早く鹿部観光開発に手を貸してほしいとお願ひして参つつもりです。47年度で大和ハウスでは本別地区に温泉ボーリングを進めてほしいということとその結果温泉が出るか出ないかによって、観光開発は変わってくるんだと言っておりました。そのため近日中に担当課長に命じまして事務手続きを進めています。

東海不動産や大和ハウスなど大手企業の導入を図り、観光開発を進めて行きたい。

問 本別地区国道通りの水道消火施設につきまして、国道と本道路との間は住宅が増加し、消火栓がない。特にこのあたりは非常に水道の不便を感じているので、井戸水を使用している実態について伺いたい。

答 本別地区国道の浜側に立っている住宅の水道については、浜側水道より給水管をそれぞれの負担で運んでいる分けですが、今後住宅増を考えると、昨年栽培センターに配水ポンプを国道の山側に150ミリの管を施設したわけでありまして。そこで今度国道浜側については、母と子の家の方へもう一つは村林国夫さんから高野清一さんの手前ま

での400mは75ミリ管で配水してあるので、分岐点よりそれぞれ給水するわけで、この配水管は村の負担であります。給水管については本人の負担でありますのでご理解願ひたい。

問 出来潤地区の海産干場造成について、出来潤地区海産干場は広大な村有地をもっているの海産干場として造成していただきたい。このことは地域住民の願ひであるのでその考え方を伺いたい。

答 現在同地区を海産干場として造成し、貸付契約しておりますのは14,300平方メートルありますが、あの場所は教育委員会がキャンプ場として指定しておりますので今後は現地調査の上、使用に応じて関係課と協議の上造成したい。

道費補助の海産干場造成事業ということで行なったことがありますが、道としても利用が少ないため、最近はありません。今後要求を受け、できるだけそういうものを作って行きたい。

問 村において最も重要なのは、社会教育の面での施設であります。村民温水プールは、本村には海がありますが、年々海が汚

水され、残念ながら今では海で泳ぐことが出来なくなりました。海のない大野町、七飯町においても町民プールを建設して利用されておりますが、本村では中学校にあるプールは貯水プールであります。海で泳げない子供があふれるように泳いでいるわけで、青少年と村民の育成のためにも温泉プールの建設を図る必要があります。

村民の体力づくりと健康のためぜひ今年度において建設していただきたい。

次に村民スキー場の建設ですが、スキー人口も年々ふえ、今年度にスポーツ少年団や学校が冬期間においてスキー学校などをやっておりますが、これらは七飯町へ行っており、本村にもその施設があれば他町村へ行かずとも本村において利用できるわけで本年の冬期間にあわせて建設していただきたい。

次に地区別の子供遊び場の設置であります。

昨年、大岩地区において遊び場がないため道路で遊ぶということであり、道路は人間ばかり歩くなら良いのですが、車が走っている間に子供が入り死んだ事故があります。

子供を交通事故から守るためにも大岩地区のみならず全村的な問題であるので早急に施設し

ていただきたい。

答 村民温泉プールについては、できれば今年度中予算に経上したかったわけですが、財政等の問題があり、今年度計画しておりません。これは広域市町村圏計画においてのっているわけで一応49年度の予定です。

次の村民スキー場についてはその必要性はわかりますが、これも広域市町村圏計画の中に50年度の計画をしております。

次に子供の遊び場ですが、当初予算に経上しておりますが、6月の定例会において1ヶ所くらいは子供の遊び場をつくって行きたいと考えております。少なくとも村内字別に4ヶ所を計画したい。

問 昨年度鹿部川橋とうろこ橋の間を工事いたしました誠結構なことだと思いますが、鹿部川上流の方はまだそのまま草がはえ、又汚物も流れ、誰れが見てもみにくい状態なので、早急に着工する考えはあるか。

答 今年着工するという事はできない状態です。

雪どけ時に河川兩岸の草や砂を取りさって行きたい。さらに加工場関係などの人達とも話し合い、汚物が流れないようにし

たい。

問 有線放送施設は漁民のために早くから漁協でこれを設置しましたが、村で災害や事故発生した場合は漁協にお願いしなければならないということです。

問題は漁家だけが聞こえ、一般家庭には放送されていません。隣町では道路の柱に拡声機を取りつけて歩く人も聞こえるようにしていますが、本町においてこれの設置の考えはあるか。

答 漁協の有線放送と村の有線放送をふくめた施設が理想ですがどの程度の経費かまだ調べておりません。今年度ということでは約束できませんが、考え方としては将来、組合の施設と総合したところの村全体の有線放送施設としたいと考えます。

問 村内宮浜地区には公住団地が2ヶ所あります。ただ電話のついていないのが少ないと聞いております。何か事態が発生した場合は他の電話をかりて他の家に迷惑をかけることとなります。そこでこの公住団地2ヶ所に公衆電話を設置していただきたい。

答 鹿部郵便局は、明年2月から自動式にかわるということで、その時点において折戸、宮浜の

団地に公衆電話を設置することについて、郵便局長と協議決定しておりますので御了解願います。

問 教員住宅の建設について、昨年9月と12月定例議会において48年度中に借入金で4戸建設する。その後は年次計画で進めて行く事を明らかにされているがその内容は、

答 去年の秋に事業計画が出ております。1棟4戸の計画であります。この暮にかけまして資材の値上げがあり、資金の変更をしなければなりません。各町村共そうなのですが、新しい事業計画変更は各町村出されておられません。どのくらいの単価でできるのか業者からも出ていない。これは遅くとも事業確定が6月～7月までになされますから、その前に資金計画の変更も考えなければならない段階にあります。

問 出稼者対策について、年々出稼者がふえている傾向の中で本村もその例にあるが、安心して働けるために又、安心して家庭を守れるために、村として積極的に行政面で果たす役割も必要だと考えます。村長の施政方針の中にも、出稼者対策について今後の問題として善処すると

のべられておりましたが、具体的に理事者の考え方を正したい。

① 出稼者の無料健康診断の実施をすること。

② 勤務先と家庭との実態調査をすること。

この2つの対策をぜひ役場で行政的な面で行なっていただきたい。

③ 村から離れ、何ヶ月間、あるいはそれ以上の期間仕事に従事している人達に村の実態がどうであるか、今何をやろうとしているのか、村政の実態を広報することによって、自主的に発行し、離れて働いている人たちにも一緒に考え、そして村の実態を少しでも生かしてもらおうという役割のためにも検討していただきたい。

これらのことについて十分考え、仕事、あるいは家庭面でも指導強化を行なうためには、庁舎内に窓口を設置し、積極的に取り組んでもらいたい。

答 本年は昨年の事業方針からして、出稼者が多いということは継続している分でございます。この方々が出稼に行く場合、役場や安定所に届けている場合はこの問題は1～3まで解決した

わけではございます。縁故就職ということから、直接に働きに行くというのが多いわけです。村としても何とかして、出稼者の実態調査をいたしまして、出稼者の数をは握ることができると思います。

健康診断も、広報発行も出来るものと思います。

指導強化の窓口の設置ですがご質問の要点は専門的な窓口を設置していただきたいということでしょうか、この専門的な考え方はもっておりません。出稼実態調査の結果あまりにも数が多く、それらの対策を執行しなければならぬ段階にまきましたら考えたい。

問 本庁舎前広場の区画整理の遅延理由について当庁舎前の庭づくりは、47年度で予算計上されている分ですが、工事は全く進んでいないが、どういふ原因で遅れているのか、又どのように計画がたてられているのか。

答 当初、本村の年次計画で駐車場、これは初年度においては木の移植と花壇の設置、噴水、駐車場ということで、計画したことでありました。

結果においては松の木は移植で終わっておりますが、一応の青写真設計をたてる段階が必要で

ないかということで時期を検討していくうちにその時期をなくしたわけです。再度意見調整した結果、専門家に設計させるのが良いという結論になったわけです。今年度は間に合いませんので、財政上の都合で今年度は他の財政に繰りのべる事にし、今回の補正予算では減としました。現在、専門家において意見を申し上げまして再度計画しておりますので御了承下さい。

問 畜産農協に対する事務指導について畜産農協あるいは肉牛部会、養豚部会の事務整理が非常に遅れているということで、昭和45年度以降未だにできないというような事を聞いています。何が原因しているのか、係り職員に対する事務指導がどのように行なわれているのか。

答 畜産農協並びに道農協部会に対する事務指導について指摘を受けて参りましたが、軌道にのせるべく努力をしておりますが、46年度の決算処理については、特に昨年の12月中旬に経理士に依頼しております。督促はしておりますが、今だにまだ出来ておりません。出来次第総会を開催する手はずをしております。このような事務体制になりましたのも、私共の指導もい

たらぬ点で、深くお詫び申し上げます。47年度の経理事務につきましても、所定の期日まで出来るかと確信しております。

問 鹿部村振興開発公社の件について、運営上問題がある村民が重要視しているひとつの問題であるので、前村長との速やかな事務引継ぎをされたい。村民の代表である議員として、いち早く解決して村民に報告しなければならぬ義務があります。理事者はいち早く解決し、村の行政上に問題のないようにしなければならぬ。

現理事者の考え通りに引き継ぎ、前村長がたざざった場合にはあなたも臨時総会までに引継ぎをしていくのか伺いたい。

答 私はいたづらに引継ぎを拒否している分けではございません。消極的態度でいるわけでもございません。前村長あるいは公社の役員の方もこの問題を一日も早く解決することに努力していることを伺っております。

私はそれらの事情を十分に綴話しているわけではございません。この問題は定例会が終わったならば引継ぎを早く完了するように積極的に努力をし、又、前村長にもその面において、教育をして行くという考え方があります。

私は臨時総会を開らくということまで持って行かなくても近い内に解決するかと考えております。

問 ミンク飼育事業について、村民は鹿部村共同飼育というようなことで、全部が村の所有と考えているようですが、村条例にあるところの2割5分というものが、何名かの生産組合の持株になっているので、一切村の職員がそれを飼育しているといういろいろ経費の負担の按分というような事も条例化されている。

条例化する場合において非常に論議がありましたが、議会で議決した状態にありましたが、現在に至ってこの面をしっかりとしなければ村民にいろいろの非難の的になるおそれがあるかと考えるので、今回なんとかしなければならぬ状態がこうじろではないかとして、第1点としまして、生産組合員の名簿と当初の持株と現在の持株がわかっているならばお知らせ下さい。

答 生産組合の名簿と持株ですが名簿については手もとに資料がないので会期中にご報告いたします。

持株については当初、生産組合と公営ミンク組織の利点で村

が25株、個人が105株、個人が25%、村が75%という比率で現在の頭数からいきますと、47年度の持数は、頭と村の持株が頭という配分になります。

問 広報について、40年暮れから広報が発行されて以来、今日までいろいろな経過をふまえ、広報担当者の編集技術の向上とたゆまぬ努力により、最近立派なものになったわけですが、その内容において、行政の面だけからの一方通行でなく、もう少し村民の声なり、希望なりを多くとり入れるなど、又、小学校5~6年生程度の子供に喜んで読めるようなページがあっても良いと思う。

情報社会の現今、村の行政の状況について、積極的にくわしく村民全般に知らせ、村民の理解と信頼を深めると共に、俗にいう「ガラス張りの行政」を推進することが必要であろう。基本的観点からして、さし当りこれらの企画の中心となる広報係の強化と村民へのPR活動の徹底を図るお考えがありましたら具体的に意見を伺いたい。

答 広報係は企画課の所管で、係は兼務で1人おります。

広報紙発行部数は月1回発行

で1,200部発行しております。文章の書き方、編集技術などでは専門の新聞や雑誌などにはとうていかなわないわけです。

情報化社会における情報の主人公は住民全体であり、民主的な行政の姿勢としては、行政広報と行政広聴に力を注いでいるのは事実であります。

広報と広聴の重要性というのは、強調してもすぎるということはないわけです。

広報係は1人ではとうていできるわけではございません。今後この問題に関し、検討を要する考えでございます。それに対しての住民の深いご理解とご協力が必要であります。

広報活動には、政策広報を主体としたところの行政企画に結びついた基本方針をもとにし、村長の行政企画はもちろん、各部課の情報の積極的な資料の提供を求めると共に、住民の声をとり入れ、納得出来る内容にあらため、きめ細かい広報活動にするために広報編集委員会等の結成も考えなければならない。そのため幅広い活動をして行く考えであります。

これに関し、あわせて考えられることは、一般広報活動の中にさらにあわせて議会広報関係もあり、教育広報等もあります。社会教育もあります。全般にわ

たって、広報活動については、十分きめ細かい広報を行なって参りたいと思います。

問 各種外郭(事業)団体指導がありますが、当初予算の各項に経上されている通り村が補助金を出し助成している団体は、大小大変な数でございます。事業団体、協力団体、議員団体その他その内訳は種々万別でございます。

又、資金の総額においても、必ずしも少ない額ではありません。私は金額を云々するものではありません。

私が思うに、団体運営経営面を側面からの指導育成です。

たとえば、事業団体に対しては事業運営状況、事業計画書の内部診断をするなど、協力団体に対しては活動運営状況の指導などお互いに十分話し合いの上での立案、又税務団体に対しては、組織の希望やご意見などをお互い理解の上で最少の資金で最大の実績を得ることかと思えます。

簡単な言葉で云いますと、「金も出すが口も出せ」と申したのであります。この点についての理事者の考え方を伺いたい。

答 村より補助金を交付している各種団体につきましては、所属

の担当課により十分検討することは当然であり、ご指摘通りでございます。

団体の実績につきましても尊重していかなければならないと思っております。

今後、すみやかに補助団体につきます運営指導育成について所管担当課で助成効果の上がるよう努力していきたいと思っております。

問 畜産農協についてですが、牛部会は組合員が60数名と聞いております。長年村から直接、又は間接的な助成金が相当なされておられ、組合自己の借入金はいっこうに減っていないと聞いております。

私は村又は組合にまかせておくとなんとかなるのではないかという気持の組合員もいるのではないかと思っております。正直に云いますと、企業努力がたりないと考えます。又資金の借入の面にも独自で事業方法を考えるべきでないかと思うが、

答 畜産農協(陸上産業の一環)としての畜産振興については、前村長以上に積極的に取り組んで行きたいと同時に、畜産農協の育成指導についても協力を惜しまない考えを持っているわけでございます。ただ畜産農協自

体が責任を十分考えて、村の助成を受けるという考えは同意でございますが、畜産農協の歩んできた道をふりかえると、すぐ農協が一本立ちしてほしいというのは若干無理でなからうかと考えております。村の一般会計における畜産農協に対する補助金、一時貸付金の額についても一般会計予算説明でおこないますが今少しの間、畜産農協に対して村の手を貸してあげなければ、せっかくここまで伸び、しかも抱束金の中で一本立ちする畜産農協が、後退することは理事者としても、まことに残念であると考えます。しかし、もう少し畜産農協に対してあたたかく見守ってほしいと考えております。

問 観光事業について観光鹿部を宣伝している本村が一番先に函館から下って来て海が見え、そして臭いをかぎ、ごみをみるのが抜き石の坂であり、この角を見る時、ここが鹿部かというイメージをあたえると、鹿部の印象が悪くなると思います。しかも悪臭が発生し、風が吹くとゴミが飛ぶような、じん芥処理の問題があります。何とか処理方法を考えていただきたい。

答 現在、村がゴミすて場として

希節になると悪臭が発生している現状であります。ゴミすて場については適当な場所が見つからず、現在に至っております。3ヶ町村による一部事務組合で整備するゴミ処理施設ができるまで、現在のゴミすて場を使用しなければならない現状です。

ご質問のように、定例会に村で行なっているゴミ収集については、住民への広報が必要で、運搬して投げすてるときに入口の方にすてたり、時々注意しても、それに従がわれないとか、いろいろありまして、結局なかなかいい方法がなかった訳で、住民の協力を得て、又、住民にその点を周知いたしまして改善を図って行きたい。村としても今年度予算に経上しましたが、ある程度道路から見えない、あるいは道路沿いに壁を設置したいというような予算経上しているわけです。指摘のとおりこれの改善を図りたい。悪臭の改善については、4月に入りましたらゴミを消防の方につけてまして消却したい。そして、その上に土盛りをしたいと考えておりました。

村民が容器を使用してすてる場合、ゴミが散らばらないように工夫してもらおうとか、ダンボール等に入れた場合良く封を

を願って行きたいと考えます。悪臭がしないように村で定期的に薬を散布して行きたい。

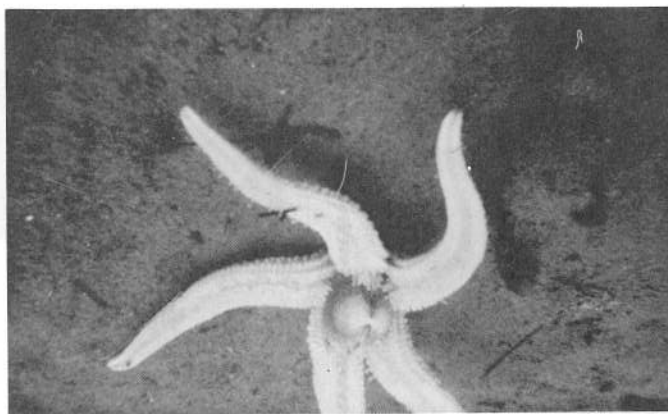
今回の議会でゴミ袋を一世帯当たり7~8枚を無償で配布することを予算経上しております。又関連して議案の中に廃棄物処理及び清掃に関する条例を制定して住民の協力を得、村も環境衛生についてじっくり取り組んでいきたい。

問 倂成財団の土地売買に関するその後のてん末について財団理事の引継役員はどのようになっているか。リハビリテーションの建設資金に関して前村長が八光産業KKに対し支払う確約書を出しているという事、しかも函館地方裁判所において排除される事実があるのでこの解決方法は、

答 同財団土地売買に関するその後のてん末ですが、その前におことわりしますが、振興開発公社の関連からしまして、この問題に若干ふれたわけです。財団の問題については前村長より引き継ぎはできない。この財団はきわめて問題がふくまれていることをかねがね聞いていたわけです。もし引継ぎを受ける場合は相当日数をかけ、しかもこれ

を立証する誰れからも納得できる答弁でなければ結論をのべられないという考え方を持っていたわけです。この問題は振興開発公社と同様、この定例会が終わったあと、前村長とじっくり話し合いをし、納得できる段階において結論したいという考え方が私の基本的な考えであります。

この問題について前村長もかなり苦労されたと聞いております。第1点の財団理事引継ぎ役員は承知しておりません。第2点目のリハビリテーションの建設資金は、前村長が公職名で組合の村長として確約書を取りかわしていることですが、定例会後、聞きたいと思っております。ただ質問の裁判の結果において単に最悪だということは村がこの責めを負わなければならない事態がかりに起きたときは、この段階において議会の皆さん共々の問題について協議を図っていききたい考え方をもちます。



魚貝類等の害敵ヒトデ を退治しよう

鹿部の前沖に住んでいる主なヒトデは、5本腕をもつのが一番大きく、形も大きく、次いでナスヒトデ、ニッポンヒトデ、イトヤキヒトデ等があります。

ヒトデの胃の中にはホッキ、ホタテの貝類からウニ、ナマコ、魚等多種多様なものを喰べており、ヒトデの胃の中に入らない大きな生物は自分の胃を反転して体外に出し、体外で胃液を出して消化して摂取します。

ヒトデは切って棄てても切られたところより新しい腕が再生されます。

この様に生活力、生命力の旺盛なヒトデを駆除するには陸に上げて殺すより方法がありません。

毎年前沖にはアワビ、ホッキ、ウニ等の移殖放流を行なっています。これらの最大の敵であるヒトデを徹底的に駆除しなければなりません。

本年も漁協ではヒトデを買いあげております。刺網、桁曳網、延縄等にかかったヒトデは海にすてないで陸に上げるようにしましょう。

暴力を 追放しよう

暴力追放運動期間

これから行楽のシーズンになり花見などに出かける機会が多くなりますが、そういう場所できおき暴力事犯が発生しております。又、この季節は少年にとって、ちょうど人生の転換期ともいえる進学、就職など精神的に動揺しがちなシーズンであります。

そんな中で暴力団の予備軍的存在に陥るものも少なくありません。私たちのまわりから暴力を追放しましょう。

◎家出少年の防止

○職場、家庭などでなんでも話し合える明るい雰囲気づくりにつとめましょう。

◎シンナー遊びの防止

○シンナー、ボンドなどの乱用を防止するため、家庭、学校、職場で計画的にシンナー等の有毒性、危険性について指導しましょう。

◎暴力は積極的に届出よう

暴力を受けてそのまま泣き寝入りすることはありません。どんな小さな暴力でも見たり、聞いたりしたときは、進んで届出ましょう。

清潔の保持に協力を

～村条例により規制
4月1日より～

48年第1回定例議会において、「鹿部村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定され、これまで無秩序に処理されていた廃棄物に対し、村民の義務などが規制されました。この条例は4月1日より施行されますので、ご協力下さい。

（この条例の目的）

村内における廃棄物を適正に処理し、村民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としております。

（清潔の保持）

○清掃義務者（土地建物の占有者）は、土地、建物に面している道路、測溝などの清掃を行ない、清潔の保持につとめなければならない。
○動物を飼っている人は、飼育舎内外の清潔に心がけ、ねずみ、衛生害虫の発生や悪臭の防止につとめること。

○大掃除は村長が定める計画に従って実施します。

（村民の協力義務）

○清掃義務者はごみなど一般廃棄物を自分で処分するようにつとめ、自分で処分できない廃棄物は村長が指示する方法によって収集に協力して下さい。

この場合、かんたんに収集処分できるようにします。

○容器によって捨てようとする廃棄物は、有毒性爆発危険性のあるもの、又はいちじるしく悪臭を放つもの、その他村の行なう収集運搬処理作業に支障を及ぼすおそれのあるものはその容器にまぜてはなりません。

（一般廃棄物の容器の設置）

○村長が次に定める容器に収納して収集日に所定の場所に出さなければなりません。場所は各町内で決められております。

規 準 形 態	規 準 容 量	規 準 重 量
セメント袋、ビニール袋 又はボール箱に梱包したもの	60cm×40cm×40cm リング箱程度のもの	20kg以下



受給資格登録の 申請が必要

村では4月1日より本村に住んでいる満3歳未満の乳幼児の医療費を無料にしました。

この受給には

◎本村に住んでいて住民登録されている満3歳未満の乳幼児に限ります。

◎給付を受けようとする人は、受給資格の登録申請が必要で、資格の認定をうけた者です。
(認定申請は役場民生課です)

◎受給資格の取得は、認定を受けた日の月の初日とし、資格がなくなるのは、満3歳になる生れ月の末日です。

○この容器は口をとど、廃棄物が飛び散り、雨水が入らぬようにし、収集に支障のないような構造にすること。

（こんな場所にはすてないこと）

○海、海岸、下水道、河川、道路
その他公共の用地水域には絶対にごみなどを捨てないこと。

3歳児未満の乳幼児 医療費を無料給付に

48年4月1日より

◎届出の義務

受給資格者は満3歳に達したとき、住所や氏名に変更あったときはすみやかに届出をしなければなりません。

◎村内の療養取扱機関（病院）で医療給付を受けようとするときは、
医療給付を受けようとするときは、保険証と受給資格証を同時に病院の窓口に出します。

◎村外の病院で医療費の給付を受けようとするときは、
村外（函館市など）で医療費の給付を受けようとするときは、
払い、その領収書をもって、

役場民生課に提出しますと、後日、自己負担分（3割）を村が給付します。

◎ただし、次の町村における医療給付は村内と同様、自己負担分は支払わなくてもよろしいです。
砂原町内の各医院、及び七飯町の各医院

この場合でも保険者証と受給資格者証を提出して下さい。

◎こんなときは給付費の返還させます

○不正な行為により給付を受けたときは給付を受けた額を返還させます。

◎給付についての問い合わせは、
村役場民生課です。



役場の人事

(48. 5. 1付)

助役に浜村正夫氏

(前総務部長) を選任

永年に亘り村行政に貢献された前助役大堀良一氏は48年3月31日付をもって勇退されましたが、4月20日第2回臨時議会において新助役として前総務部長の浜村正夫氏を選任しました。
 助役 浜村 正夫 (45歳)
 経歴 昭和17年鹿部村尋常高等小学校卒
 昭和20年鹿部村書記補

昭和34年税務課賦課徴収係長
 昭和36年総務課長兼議会事務局長 (44.5議会兼務解く)
 昭和46年総務部長兼総務課長兼企画課長 (47.10.企画兼務解く)
 昭和48年4月助役選任

- ▷ 総務部長を命ずる
小田 博久 (民生課長)
- ▷ 水道課長業務を解く 桜田政治
- ▷ 経済部産業課長を命ずる
吉田金次郎 (企画課長)
- ▷ 経済部付を命ずる
山田吉太郎 (産業課長)
- ▷ 総務部企画課長を命ずる
橋本 健蔵 (建設課長)
- ▷ 経済部建設課長兼建築係長、土木係長を命ずる
古城 保弘 (水産課長)
- ▷ 経済部水道課長兼水道課経理係長を命ずる
相沢 正士 (民生課次長 国保係長)
- ▷ 総務部総務課長を命ずる
岡崎 英夫 (総務課次長)

- ▷ 経済部水産課長を命ずる
松本 豊勝 (水産係長)
- ▷ 総務部民生課長を命ずる
松川 猛 (税務係長)
- ▷ 経済部産業課農林係長を命ずる
中谷 隆 (産業係)
- ▷ 総務部総務課管財係長を命ずる
三浦 励二 (企画係)
- ▷ 総務部民生課保健衛生係長兼戸籍係長を命ずる
福地一郎 (戸籍係長)
- ▷ 総務部税務課課税係長兼納税係長を命ずる
小田 唯史 (課税係)
- ▷ 総務部企画課観光開発係長兼公害係長を命ずる
永沢 和夫 (総務課庶務係長)

- ▷ 経済部水道課技術係長を命ずる
川村 茂 (水道係)
- ▷ 総務部民生課社会福祉係長兼年金係長を命ずる
田名部弘勝 (水道課庶務係)
- ▷ 総務部総務課総務係長兼財政係長を命ずる
中根 章 (企画係)
- ▷ 総務部総務課防災係長を命ずる
大村 誠一 (消防常備)
- ▷ 経済部産業課商工係長を命ずる
小山 捷治 (総務課庶務係)
- ▷ 経済部水産課水産係長兼養殖魚飼育管理係長を命ずる
阿部 正喜 (水産係)
- ▷ 経済部畜産課畜産係長を命ずる
小沢 節男 (畜産係)
- ▷ 総務部総務課勤務を命ずる
高橋 和子 (産業係)
- ▷ 総務部民生課勤務を命ずる
高橋 佳子 (財務係)
- ▷ 総務部総務課勤務を命ずる

- 高橋 利之 (年金係)
- ▷ 総務部税務課勤務を命ずる
佐々木敏郎 (畜産係) (新規採用) 48.4.1付
- ▷ 総務部総務課勤務を命ずる
鎌田 始
- ▷ 経済部産業課勤務を命ずる
佐藤 日和
- ▷ 議会事務局出向を命ずる
盛田るみ子
- ▷ 総務部総務課勤務を命ずる (消防常備職員) 川村利美
- ▷ 総務部総務課勤務を命ずる (消防常備職員) 木村 修
- ▷ 総務部税務課勤務を命ずる
松山 隆一
- ▷ 総務部民生課勤務を命ずる
高橋 和夫
- ▷ 総務部総務課勤務を命ずる (消防常備職員) 伊藤 順一 (退職者)
- 秋田和子 (民生課年金係)
- 藪脇よし子 (議会事務局)

国の行政についての苦情・要望・意見などは

松本政信行政相談員に (鹿部漁協)

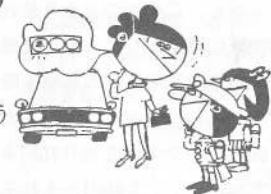
このたび宇宮浜松本政信さんが、行政管理庁長官から行政相談委員として再委嘱されましたので、遠慮なくご相談下さい。

◎行政相談委員とは

国民の皆さんから、国の行政についての苦情や要望、意見などをお受けして、そのあっせん解決につとめるとともに、行政の民主化、能率化をはかるための仕事を行なっております。皆さんが、わざわざ函館館市にある行制監察局までおいでにならなくとも、地元で気軽にご相談いただけるようにと行政相談委員を委嘱しているものです。

新入学(園)児童を交通事故から守ろう

- 交通ルールは実地で教えましょう
- すこしぐらい遠回りでも横断歩道を利用させましょう
- 忘れ物のないよう早めに登校させましょう





給食費が値上げ

小学校が 1,200円
中学校が 1,400円に

～4月1日よりご協力を～

学校教育の一環として実施しています学校給食も今年で満8年がたちました。

学校給食運営委員会ははじめ、父兄の方々の深いご理解のもとに円滑に運営され、初年度から比らべますと、随分と改善、児童生徒の体力の向上等の上に多に役立ちその成果が年とともに向上して来ております。

学校給食はこれまで小学校1,000円、中学校 1,200円でした。

しかし、ご承知のとおり最近の諸物価の値上がりにより、文部省で定めている栄養価の基準を確保するためには現在の小学校1食当り60円、中学生1食当り75円を小学生74円、中学生88円とそれぞれ値上げをしなければなりません。

子供達の嗜好等を考え、パンの添加物又はパンに変化をもたせ残量を少なくするため、コッペパンをなくし、加工パンにし、おかずは学校給食のイメージから脱皮して献立の多様化を図ると共に、味の向上と安全に努め、学校給食の内容を改善して一層おいしく喜んで食べていただけるよう献立の工夫と調理技術の向上を進めます。

新学期を迎え、各家庭において物価の値上がりの折何かと出費が重むと存じますが、児童生徒の健康なからだをつくるため、又体位向上のためよろしく協力をお願いいたします。

なお、昭和48年度鹿部村学校給食予算は別表のとおりです。

取 入 昭和48年度鹿部村学校給食予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 給食費	16,226	11,991	4,235	
1. 児童	9,000	6,609	2,391	625人×14,400 9,000千円
2. 生徒	5,342	4,316	1,826	318人×16,800 5,342千円
3. 職員	84	66	18	5×16,800 84千円
4. 園児	1,800	1,000	800	1,500+1,200 1,800千円
2. 雑収入	50	50	—	
1. 雑入	50	50	—	不用品売払代 50千円
計	16,276	12,041	4,235	

小、1,000～1,200
中、1,200～1,400

支 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 需用費	500	400	100	
1. 需用費	500	400	100	消耗品等 500千円
2. 主食費	6,752	5,294	1,458	
1. 牛乳	2,440	2,188	252	11円×190,000本= 2,090千円 粉乳50 20円×15,000= 300千円 計 2,440千円
2. パン代	3,100	2,593	507	12円50×124千食= 1,674円 20×15,000= 300千円 18円× 62,600= 1,126千円 計 3,100
3. パン加工代	1,212	513	699	5円× 202,000= 1,212千円
3. 副食費	8,944	6,132	2,812	
1. 副材料費	8,944	6,132	2,812	小41円×124,000= 5,084千円 中45円× 62,600= 3,380千円 保32円× 15,000= 3,480千円 計 8,944千円
△給菓費		185	△ 185	
4. 予備費	80	30	50	
1. 予備費	80	30	50	予備費80千円
計	16,276	12,041	4,235	

歳入歳出差引残金なし
昭和48年3月 日提出
鹿部村学校給食センター

道有林でオンコを販売します

字本別ドドメキ川道有林でオンコを販売いたします。
ご希望の方は現場にて引渡いたします。

◎販売引渡し日時 5月4日

◎ 午前9時～午後4時迄

◎販売価格

大きさによって違います。代金は現場で受けます。

◎販売は、村内在住者に限ります。村外の方は販売いたしません。

◎販売本数は1人5本以内とします。

◎オンコは、自分で掘っていただきます。

救急業務の 出動の範囲

みなさんすでにご承知のことと思いますが、去年12月より日本赤十字社と管理委託契約し執行しております救急業務について災害により生じた事故、又は屋内外、公衆の出入する場所において生じた事故に対し出動することになっておりますが、その出動の範囲は次のとおりですのでご協力願います。

1. 火災によりその現場における事故
2. 風水害などによる人身事故
3. 水泳等による水難事故
4. 交通事故
5. 工事現場など労働災害による事故
6. 運動競技中に生じた事故
7. 公衆場所など街頭による負傷事故
8. 犯罪による傷病などの事故
9. 投身自殺など自損行為による事故
10. 公衆集会所街頭で発生した急病ガス類の中毒又は異状分娩、腸捻転及び気道閉鎖などによる事故
11. その他で前各号に該当しない事故

精神文化の尊重、幼稚園教育の充実 町村会活動を基調として

昭和48年度教育行政方針演説

鹿部村教育長 松崎繁四郎



教育長 松崎繁四郎

近年の科学技術の進歩と経済の発展に伴ない、物資文明の発達是我々の生活を豊かにし、すばらしいものにしました。

かねを出すす何でも手に入れる時代であり、不必要なものまで用意されている豊富な時代であります。価値感を根底からゆさぶり、新しい思想、新しい感覚の人種が出てきた様な視覚におちいるような時代であります。

その反動としていろいろの障害が我々人間生活に問題を投げかけ

ております。俗にいう公害問題をはじめ、物価、土地、住宅、交通と枚挙にいうしませんがありません。その中で特に大きく取上げられているのは精神的貧困、人間そ外、特に人間性の喪失という大きなひびきを生じております。

その人間喪失の最大の原因は戦後の教育の欠かんの表われとさえ云われてなれば肯定されつつありそのしよわせは教育の場が一番大きく受けております。

これら教育の不信感を払拭するためにも信頼の回復を図らねばなりません。と同時に人間性の回復も図らなければなりません。

精神文化の尊重と云う方向に教育のねらいを求めべきでないかと思ひます。

村理事者の施政方針にも教育問題を重要施策の一つとして掲げております。

この方針を具体化してゆくのが教育委員会の責務であります。

子供達の自発的学習態度を育成そして自ら思考し創造するよるこびを知って意欲を出す、おのずからそこに興味を見出すことも出るし、効果もあがるものと思ひます。これが学ぶ教育のねらいであります。

次に幼児教育をとりあげ、幼いうちから計画的に幼児教育をおし進めてゆくものであります。

村理事者の大英断により、48年度の最重点事業として公立幼稚園の設置をみる事になりましたが、本村在住の4歳児、5歳児をもれなく収容して教育すべく副期的なものであります。

又中学校の木造部の全面改築のため秋までにその青写真をつくりたいと思ひます。教育の環境の整備に努め、なほ一層の質の高い内容のある教育にしたい。これは51年度を着工目標としております。そのためには先生方の生活環境に充分留意し、公立学校共

済からの融資により教員住宅を1棟4戸建を継続的にやり確保してゆきたいと思ひます。これが一応整備された後中学校長宅を新築いたしたいと思ひます。

先生方が鹿部に行ったならば安心して教育一筋に没頭できるという環境にしたいものと念願しております。又専門職として研修等を積極的に行ない、先生方に更に一層はげんでもらうと共に昨年度同様研修視察を行い広く目を外に向け、先生方自身の努力をも期待するものであります。

次に社会教育関係について申し上げます。

昭和46年から使用を開始した青少年会館はその機能をますます發揮しておりますが、今年は更に一層の飛躍をし、内要を充実させるため専任の指導員を配置したい。又住民の勉強の場であり憩いの場であり、話し合いの場であるべき施設として福祉会館業公民館を49

年度に着工出来得るように具体的設計にかかりたいと思ひます。

さらには屋内温水プールの場所を選定したいと思ひます。あわせて総合グラウンド公園の適地も選定したいと思ひます。

理事者は村政執行方針の中で、住民福祉の増大を大前提としてもらもろの施策をのべておりましたが、社会教育は村づくりの方針にそった社会教育として分担のできる役割は何かと云うことであります。村づくりという大前提があつてその中で社会教育の分担するのは主役ではなくわき役であり、縁の下の役割だと申せましょう。そういうところに終りのないのが社会教育であります。

人間そ外、それらを回復させ、豊かな情操、人間味あふれる人を育てて行くのが必要であると思ひます。

動きのはげしい今日の社会状態では計画的に押し進めてゆかねばなりません。

その基盤となるのは町内会組織にあると思うわけであります。

未組織が数ヶ所ありますが、6月末をメドに全村にゆきわたるよう努力を重ねること、住民の手でやるところに住民活動の意義があるわけであります。



善意の寄附ありがとうございます

▷字宮浜 伊藤次雄さんより
小中学校へそれぞれ50万円
づつ計 100万円

▷字宮浜 加藤竹蔵さんより
○小中学校へそれぞれ5万円
づつ

○日本赤十字社鹿部分区へ10
万円計20万円

▷字鹿部 野口政治さんより
鹿部村社会福祉協議会へ5
万円

以上の方々より善意の寄附が
ありました。これらはそれぞれの目
的に有意義に使わせていただきま
す。ありがとうございました。

宅地、建物 取引相談所開設

宅地、建物の取引に必要な法律、
都市計画による建築基準、農地転
用、税金、不動産登記などの知識
や紛争などの相談を無料で相談員
がお答えいたします。

と き 昭和48年5月17・18日
(2日間)
午前10時30分
ところ 函館市●今井デパート
7階ホール

交通事故相談所を開設

4月1日より
渡島支庁に

常勤相談員が交通事故による死
亡、重傷、後遺症、その他重大な
被害をうけた者又は、その家族に
重点をおいて相談を受けます。
とくに賠償問題については、事
故の状況などにより、深度ある指

導助言を行なうことになりました。
加害者についても同様に相談を受
けますので気軽においで下さい。
なお業務は4月25日から実施さ
れます。

山火事を防ごう

森林は、木材生産の場である
ことはもちろんですが、そのほ
か、山地の崩壊や河川のはんら
んの防止、大気の浄化、防風、
防雪など、私たちが日常生活を
営むために欠くことのできない
大きな役割を果たしています。

しかし、こうした大事な森林
も一度山火事が発生すると、一
瞬にして灰と化してしまうので
す。

昨年の道内の山火事発生件数
をみるとみなさん方のご協力に
より、総件数は 143件で、前年
の件数よりも約20%過去10カ年
の平均件数よりも10%とそれぞ
れ少なくなっています。その主
な発生原因は、依然として、タ
バコ、マッチ、ごみ焼たき火な
どの不始末および飛火によるも
のが全体の過半数を占めていま
す。入林者のちょっとした不注意
により大事にいたることが痛感

されます。

私たちの北海道は、総面積の
約70%が森林におわれ恵まれた
環境にあります。この大切な森
林を保護し、私たちが住みよい
日常生活を送るためにも私たち
ひとりひとりがよく注意するこ
とが必要です。

山菜取り、魚釣りレクリュー
ションなどで入林する場合は、
次の事項に十分注意しましょう。

- 入林する場合は、森林所有者
から必ず入林許可を受けてか
ら入林すること。
- 入林した場合は、タバコ、マ
ッチ、たき火などの後始末に
十分注意すること。



固定資産税第1期分(4月)の納期が変わりました

第1期 5月10日から5月31日まで

この納期の変更は48年度だけです

ママさんバレーボール 部員を募集します

4月からママさんバレーボール
の練習をはじめます。

我れと思わんママさん(年齢は
問いません)はどしどし申込んで

下さい。

○練習場所 青少年会館

○練習時間 毎週火曜日午前6時
～9時までです。

こうほう しかべ

税のおしらせ **まちがしやすい印紙税**

函館税務署

不動産売買契約書や借用証書、領収書などの文書を作ったときには、印紙税がかかります。印紙税は、このような文書を作った人が、きめられた額の収入印紙をはり、消印をして納めます。

印紙税のかかる文書かどうかは、文書の標題や名称には関係なく、その内容、形式、作成の目的などで判断します。たとえば、請求書に「相済」または「了」などと書いたものは、請求した金額を受け取ったという事実を証明するものですから、金銭の受取書として印紙税がかかります。

印紙税について、まちがしやすい例をあげてみましょう。

1. あとで正式な領収書を発行することになっている仮領収書でも、受け取ったという事実を証明するものですから、受取書としての印紙をはらなければなりません。
2. 一つの取引について文書を二通以上作成したときには、それぞれに印紙をはらなければなりません。たとえば、不動産の売

買契約書を正本と副本の二通作成し、それぞれに売主と買主が署名押印して一通ずつ持つ場合には、正本と副本のどちらにも印紙をはらなければなりません。

3. 土地を売買したときに売買契約書を作成し、その後、登記のときにさらに売渡証書を作成することがよくあります。この場合の売渡証書にも印紙をはらなければなりません。
4. 覚書、念書、差入書のような文書でも契約内容を証明するのは、契約書としてその内容に応じた印紙をはらなければなりません。

5. 請負契約の場合に、請負人が完成した建物などを注文者に引き渡す際に作成する工事引渡証書には、印紙税はかかりません。

印紙税をはらなければならぬ文書に、収入印紙をはらなかつた場合には印紙税額の3倍、また消印をしなかつた場合には印紙税と同額の過怠税(最低額500円)がかかりますから、ご注意ください。

印紙税額一覧表

文書の種類	印紙税の額 (1通または1冊につき)	文書の種類	印紙税の額 (1通または1冊につき)
不動産などの譲渡契約書 (不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証書など) 土地の賃借権などの設定または譲渡契約書 (土地賃貸借契約書、賃料変更契約書など) 消費貸借契約書 (金銭借用書、住宅資金等借受書など) 運送契約書 (運送請負契約書、運賃協定書など)	契約金額が1万円未満 非課税 * 1万円以上 10万円以下 50円 * 10万円をこえ 50万円以下 200円 * 50万円をこえ 100万円以下 500円 * 100万円をこえ 500万円以下 1,000円 * 500万円をこえ 1,000万円以下 2,000円 * 1,000万円をこえ 5,000万円以下 5,000円 * 5,000万円をこえ 1億円以下 1万円 * 1億円をこえるもの 2万円 契約金額の記載がないもの 50円	合併契約書、定款 継続的取引の基本となる契約書 (代理店契約書、銀行取引約定書など) 預貯金証書、貨物引換証、倉庫証券、船荷証券、保険証券、信用状、信託行為に関する契約書、買権益当権などの設定または譲渡契約書、債務保証契約書、金銭有価証券の寄託契約書	1,000円 200円 20円
請負契約書 (工事請負契約書、工事注文請書、広告契約書など)	契約金額が1万円未満 非課税 * 1万円以上 100万円未満 20円 * 100万円以上 200万円以下 200円 * 200,000円をこえ 300万円以下 500円 * 300万円をこえ 500万円以下 1,000円 * 500万円をこえ 1,000万円以下 2,000円 * 1,000万円をこえ 5,000万円以下 5,000円 * 5,000万円をこえ 1億円以下 1万円 * 1億円をこえるもの 2万円 契約金額の記載がないもの 20円	賃貸借契約書、使用貸借契約書 (建物賃貸借契約書、貸間契約書、社宅使用貸借契約書など) 委任状、委任契約書	20円 20円 もっぱら金銭の受領を委任で営業に關しないもの 非課税
約束手形、為替手形	手形金額が10万円未満または金額の記載がないもの 非課税 手形金額が 10万円以上 20万円以下 20円 * 20万円をこえ 30万円以下 30円 * 30万円をこえ 40万円以下 40円 * 40万円をこえ 50万円以下 50円 * 50万円をこえ 100万円以下 100円 * 100万円をこえ 200万円以下 200円 * 200万円をこえ 300万円以下 300円 * 300万円をこえ 500万円以下 500円 * 500万円をこえ 1,000万円以下 1,000円 * 1,000万円をこえ 5,000万円以下 2,000円 * 5,000万円をこえるもの 3,000円	物品、有価証券の譲渡契約書 (物品売買契約書、注文請書など) 契約金額の記載がないもの 債権譲渡契約書、債務引受契約書	契約書が1万円未満 非課税 * 1万円以上 20円 契約金額の記載がないもの 20円 契約金額が1万円未満 非課税 * 1万円以上 20円 契約金額の記載がないもの 20円
物品切手 (商品券、贈答品引換券など)	券面金額が 600円未満 非課税 * 600円以上 1,000円以下 30円 * 1,000円をこえるものは 30円 1,000円またはその端数ごとに 券面金額の記載がないもの 20円	配当金領収証、配当金振込通知書 金銀、有価証券の受取書 (金融受取書、仮領収書など)	配当金額が 3,000円未満 非課税 * 3,000円以上 20円 配当金額の記載がないもの 20円 受取金額が1万円未満 非課税 * 1万円以上 20円 受取金額の記載がないもの 営業に關しないもの 非課税
株券、出資証券、社債券、証券投資信託や貸付信託の受益証券	券面金額が 100万円未満 20円 * 100万円以上 500万円未満 1円 * 500万円以上 500円 券面金額の記載がないもの 20円	貸借通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳 保険料通帳 請負通帳、預り通帳、金融の受取通帳、家賃通帳、地代通帳など 判取張	1冊1年につき 20円 1冊1年につき 40円 1冊1年につき 400円

文部大臣奨励賞をうける

鹿小6年 米本俊治君

全道小中学生美術・書道中央展



昭和47年度全道小中学生美術・書道展中央展（北海道教育委員会主催）において、小学生美術の部で鹿部小学校6年米本俊治君がみごと文部大臣奨励賞をうけました。この中央展では全道小・中学生美

術展及び書道展各市町村展の中から優秀作品2点づつを集めたもので絵画 241点、書 219点の出品作品の中からえられたものです。

この絵画は、「陸にあがった船」と題し、船の重量感をよく捉えた力強い作品であり、きびしい観察の態度がよい。と批評されております。

この他、書道の部（小学校）で5年金谷恵理さんが佳作、中学校書道の部で鹿部中学校金谷美恵さんが佳作を受賞しました。

教育実践優良校として 鹿部小学校が表彰される

昭和47年度教育実践奨励表彰で鹿部小学校が教育実践優良校の表彰を受けました。

この表彰は校長を中心に強力な研究体制を組み、地域、児童

の実態に即応したち密な実践研究を続け、多大の成果をおさめたもので、特に昭和40年以来、毎年自校の実践を公開し、「鹿小の研究」となじまれるまでに定着し、管

「どうぞかんべん」を読んで

鹿部小1年 近堂 秀

第8回北海道読書 感想文コンクール 道青少年育成推進 協議会長賞作品

ぼくは、いたづらがだいすきです。テレビをみても、だまっていられなくなって、すぐにいたづらがしたくなります。

おかあさんは、「しゅうちゃん、おちつきなさい」と、いうけれどだまっていられません。

がっこうにいても、ときどき先生が、おかあさんとおなじことをいいます。それでもやっぱり、い

たづらをしてしまうので、かえりのはんせいかいには、ときどき、ともだちからちゆういさされてしまいます。

「どうぞかんべん」のたろうくんも、ぼくとおなじです。

ぼくよりもっともっと、いたづらぼうずかもしれません。

ともだちのはな子ちゃんに、けむしをつかまえて、おどしたり、あたまの中に、いもむしをいれたり、つばをひっかけたり、それはそれは、ものすごい、いたづらばっかりします。

たろうくんは、ほんとうにわるい子だと、おもいますが、はな子ちゃんだって、いもむしくらいでめめめしないほうがいいとおもいます。

女の子はすぐ、めめめそして、おかあさんにいつけたりするので、ぼくは、ほんとうはきらいです。ぼくのいもうとのなっちゃん

も、すごいきかないくせに、すぐふくれたり、なきまねをします。そうすると、ぼくは、ますますいたづらがしたくなります。

このまえだって、ちょっとさわっただけですぐなきだしたので、ぼくは、おかあさんから、うんとしかられました。そのあとで、そとにあそびにでたとき、なっちゃんのあたまに、すなをバラバラかけてやりました。

だけどそのあとで、なんだかわるいことをしたなど、おもいました。

いたづらしたあとの、たろうくんは、ぼくとおなじきもちになるだろうかと、かんがえてみましたが、わかりませんでした。

ぼくは、いたづらと、わるいことは、ちがうだとおもいます。

わるいことをしたときは、ぼくのように、なんだかいやなきもちになります。いたづらしたときは、おもしろくて、また、どんないたづらをしたらいいか、かんがえて、なんとなく、うれしくなります。

村の人口

48. 4月末日現在
総数 4,879

男 2,429

女 2,456

世帯数 1,093